

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

今までお使いいただいていた後期高齢者医療の「被保険者証」が新しくなり、7月下旬に、加入者の皆様に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。古いものは破棄してくださるか、窓口へご返却ください。また、被保険者証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。

今までの被保険者証 (みず色)		新しい被保険者証 (若草色)
〈有効期限〉 平成30年7月31日まで 〈注意事項〉 8月1日以降は使用できません	⇒	〈有効期限〉 平成30年8月1日から 平成31年7月31日まで（1年間） ※7月下旬に郵送されます

●現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成29年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい認定証をご使用ください。

なお、平成29年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については交付されません。交付を受けたい方は、町民課⑤窓口へ申請してくださるようお願いいたします。

後期高齢者医療の保険料額決定通知が7月中旬に届きます

平成29年中の所得に応じて確定した平成30年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を加入者の皆様にお送りします。

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で賦課されます。

保険料は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替又は納付書でのお支払い）の方がおりますので、ご確認ください。